



2023年7月24日

各 位

会社名 リベステ株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂本真一
(コード8887・スタンダード市場)
問合せ先
役職・氏名 取締役 上林剛
電話 048-944-1849

調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2023年6月13日付「調査委員会設置のお知らせ」にて公表致しましたとおり、警視庁による出資の受入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律違反等の容疑で強制捜査を受け、当社と利害関係を有しない外部専門家を招聘し調査委員会を発足いたしました。今般、2023年7月20日付の当該調査委員会より、調査の結果判明した事実関係、原因分析、再発防止に向けての提言等を目的とする調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 調査委員会の調査結果

調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。

なお、プライバシー及び機密情報保護等の観点から個人名及び会社名等につきましては、部分的非開示処置をしております。

2. 今後の対応

当社は、この度のような事態を招いたことを真摯に受け止め、改めて深くお詫び申し上げます。調査委員会の調査結果及び提言については十分に分析・検討の上、再発防止策等を検討してまいります。また、分析・検討の結果、公表すべき事項がある場合には、適時適切に開示いたします。

当社は、コンプライアンス上の問題の再発防止に重きを置き、内部統制の再整備・再構築、及びその運用に全社一丸となって取り組んでいく所存です。今後とも何卒ご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

調査報告書

2023年7月20日

リベステ株式会社 調査委員会

委員長 安 藤 知 史

委 員 末 川 修

目次

本文中の頁番号

第1 本調査実施の経緯及び目的等	1
1 本調査実施の経緯・目的	1
2 調査対象事項及び調査方法等	2
(1) 調査方法	2
(2) 前提事項	2
第2 リベレステの事業概要等	2
1 リベレステの事業	2
2 貸金事業等について	3
(1) 貸金事業を開始した経緯等	3
(2) 貸金事業の事業規模	3
(3) リベレステが山林等を購入した経緯等	4
3 リベレステの体制	4
第3 本件事案等に関する調査結果	5
1 本件事案について	5
(1) 本件事案の概要	5
(2) 本件事案にかかる調査方法及び調査結果	7
2 疑義事案について	8
(1) 事案の把握	8
(2) 調査結果	9
(3) アンケート調査の結果	10
3 本件事案等に関する法的問題点等の検討	10
(1) 出資法との関係	10
(2) 本件事案等における認識等	11
(3) 民事上の問題点	13
4 本件事案等による財務諸表への影響	13
(1) 不動産売却益の額	13
(2) 留意事項	14
第4 原因分析等	14

1	本件事案等が生じた原因.....	14
(1)	稟議・決裁の方法.....	14
(2)	■■■■の影響力が強かったこと.....	15
(3)	内部監査体制が脆弱であったこと.....	16
2	再発防止に向けての提言.....	16
(1)	稟議・決裁方法の見直し.....	16
(2)	業務の透明化等.....	16
(3)	内部監査体制の充実.....	17

第1 本調査実施の経緯及び目的等

1 本調査実施の経緯・目的

本調査は、2023年5月24日に、リベステ株式会社（以下「リベステ」という。）の[]らが、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反の疑いで逮捕された事態を受け、リベステより当職らが依頼を受けて、以下の事項及びこれらに付随し、又は関連する事項に関する調査及び原因分析等を目的として実施されたものである。

① 事実関係の調査

本調査は、刑事事件となっている事案も対象とするものであるところ、関係する資料（関係者間でやりとりされた電子メールを含む。）の大半が捜査機関により押収されており、その内容を確認できないこと、一部の者を除き問題となった事案に直接関係した者からのヒアリングができない状況にあることなどから、本委員会による事実関係の調査には大幅な制約があった。

さらに、本調査開始後の2023年7月5日に、[]ら及びリベステが出資法違反及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織犯罪処罰法」という。）違反により起訴されたことから、本委員会では、当該起訴にかかる公訴事実（以下「本件事案」という。）について、本委員会において入手できた資料等に基づいて可能な範囲で客観的な事実関係の確認を行うこととした。

その上で、本件事案との類似性のある取引を把握すべく、一定の基準を設定してリベステを当事者とする取引関係を抽出し、当該取引の正当性に疑義が生じ得る（当該取引が違法又は不当な取引であるという評価を受ける可能性がある）事案（以下「疑義事案」という。）の有無について調査を行った。

② 本件事案及び疑義事案にかかる法的問題点の検討

本委員会では、本件事案及び疑義事案（以下、これらを総称して「本件事案等」という。）にかかる法的問題点について検討を行った。ただし、本委員会における事実関係の調査は前記のような制約の下で行われたものであること、本件事案については今後刑事裁判手続が予定されていること等に鑑み、本調査では、本件事案等にかかる各取引が出資法等に違反するものであるか否かについての評価は行っていない。

③ 本件事案等の財務諸表への影響の検討

本件事案等が過年度を含むリベステの財務諸表にどのような影響を及ぼすかについてリベステにおいて判断するにあたり参照すべきと考えられる情報の把握を行った。

④ 本件事案等が発生した原因分析等

本調査によって明らかとなった事実関係等を踏まえて、本委員会として、本件事案等が発生した原因を分析するとともに、再発防止策についても提言を行うこととした。

2 調査対象事項及び調査方法等

(1) 調査方法

本調査は、リベステから提供された資料¹を精査するとともに、坂本真一氏（リベステ代表取締役社長）、上林剛氏（リベステ専務取締役）、戸田良一氏（リベステ取締役、監査等委員）及び[REDACTED]からのヒアリングを行ったほか、必要に応じてリベステの役員、社員らから資料の内容等に関する説明を受けた。

また、リベステの全役員及び全社員（ただし、アルバイト、パートタイムの者を除く。）²を対象としたアンケート調査を行い、本件事案等への関与や心当たりの有無、本件事案等以外の違法・不当な事案への心当たりの有無、社内ルール等に違反している事案への心当たりの有無、リベステの業務等に関する改善点について回答を得た。

(2) 前提事項

本調査は、以下の各事項を前提としている。

- ① リベステから提供を受けた関係資料は、全て真正かつ完全な原本の正確な写しであること。
- ② 本委員会には強制的な調査権限はなく、本委員会によるヒアリングは、対象者の任意の協力に基づき行われているものであること。

第2 リベステの事業概要等

1 リベステの事業

リベステは、不動産開発事業、不動産賃貸管理、不動産仲介等事業、建築事業、マンション管理業務を主たる事業としているが、1991年9月頃、貸金業免許登録をし、貸金事業も営んでいた。リベステでは、貸金事業はもっぱら[REDACTED]の所管業務となっており、それに関する事務も[REDACTED]

¹ 本委員会が精査した主な資料は、組織図、株主名簿、本調査に必要な社内規程、本件事案等にかかる不動産売買契約書、本件事案等に関する不動産にかかる登記情報、取締役会議事録、貸付金にかかる計算書（後記の「ご融資計算書」）、2012年5月期以降の会計データ（全ての総勘定元帳データ、最終残高試算表）などである。

² 本件事案に関して被告人となっている[REDACTED]は除外している。36名の者にアンケートへの協力を求め、35名から回答を得ている。

や などごく限られた社員が担当していた³。なお、リベステでは、すでに貸金事業を廃止しており、2022年4月19日に登録が削除されている。

2 貸金事業等について

(1) 貸金事業を開始した経緯等

リベステが貸金業免許登録をした経緯等は不明である。本委員会によるヒアリングによれば、リベステでは、当初は、顧客が十分な額の住宅ローンを組むことができないときにそれを補完して住宅購入資金を貸し付けること等を主な目的として貸金事業を営んでいたが、2012年頃から、取引先への支援（工事業者や販売業者への資金繰り支援）を含む事業者向けの融資が行われるようになったようである。

なお、貸金業法により、貸金業務取扱主任者を置くことが義務付けられた際には、が資格を取得し、以後、がリベステにおける唯一の有資格者であった。

(2) 貸金事業の事業規模

リベステでは、貸金事業に関するセグメント別の売上高等は集計されていないが、おおよその事業規模を把握すべく、本委員会において2010年5月期以降⁴の貸付金残高や受取利息額を整理した結果は、下表のとおりである。

なお、取引先業者への貸付けの場合、基本的には「短期貸付金」勘定で処理されることになるが、ここでは、「短期貸付金」だけでなく、「長期貸付金」及び「一年以内回収予定長期貸付金」も含めて（子会社貸付金は除く。）、有価証券報告書に基づき、各決算期における貸付金の額（期末の残高）と、それに対する受取利息（子会社受取利息は除く。）の総額を集計している。

（単位：千円）

決算期	貸付金	総資産	比率	受取利息	経常利益	比率
2010年5月期	108,748	13,336,341	0.8%	8,674	1,655,788	0.5%
2011年5月期	118,402	15,647,665	0.8%	6,597	749,262	0.9%
2012年5月期	237,421	15,848,469	1.5%	22,066	1,568,425	1.4%
2013年5月期	378,483	15,376,472	2.5%	26,380	744,702	3.5%
2014年5月期	140,240	16,495,944	0.9%	60,379	422,439	14.3%
2015年5月期	1,253,982	16,583,714	7.6%	114,304	1,162,844	9.8%
2016年5月期	1,211,875	16,596,483	7.3%	185,913	1,293,148	14.4%
2017年5月期	1,220,668	16,384,223	7.5%	77,160	1,054,109	7.3%

³ 各取引の実質に関わる部分に関係していたのは、及び（本委員会によるヒアリングにおけるの供述によれば、この他、外部の公認会計士1名が関係していたとのことである。）であり、は契約書の作成、回収の管理などの事務を担当していた。

⁴ がリベステに入社したのが2010年4月であること等を踏まえ、2010年5月期以降を対象として集計した。

2018年5月期	2,663,560	16,426,873	16.2%	45,328	1,079,319	4.2%
2019年5月期	1,126,036	16,811,998	6.7%	94,656	1,016,818	9.3%
2020年5月期	1,295,430	17,455,429	7.4%	101,420	647,816	15.7%
2021年5月期	1,321,038	18,636,960	7.1%	65,860	626,102	10.5%
2022年5月期	233,127	18,948,156	1.2%	11,276	1,018,559	1.1%
合計	11,309,010	214,548,727	5.3%	820,013	13,039,331	6.3%

※「比率」とは、それぞれ、貸付金額の総資産に占める割合、経常利益の総額に占める受取利息額の割合を示す。

2010年5月期から2012年5月期の受取利息には受取配当金を含む。

これによると、2012年5月期より貸付金残高の総資産に占める割合が徐々に増加し、2018年5月期では16.2%に達しているが、それでも貸付金残高の総資産に占める割合は、平均5.3%にとどまる。また、受取利息の経常利益に占める割合も平均6.3%にとどまっており、貸金事業がリベステの資産や収益に与える影響は、それほど大きなものではなかったといえることができる。

(3) リベステが山林等を購入した経緯等

本件事案等にかかる不動産売買は、多くが山林や原野を対象とするものである。リベステがこうした不動産を購入した理由については必ずしも判然としないが、リベステが事業上有望な不動産を購入する際に、それらとセットで購入することを売主から求められたケースもあり、リベステにおいて、当初から貸付けと合わせて売却することを企図して山林等を購入したものとは認められない。

なお、リベステでは、所有する山林等を環境問題への取組においても活用しており、J-クレジット認証制度が開始されて以降は、リベステにおいてJ-クレジット認証を受けている例もある。

3 リベステの体制

リベステは、■■■■が個人事業として■■■■を創業したところに起源を有し、会社設立以来、2023年5月29日に■■■■を辞任する⁵までの間、一貫して■■■■が■■■■を務めてきた。また、同じく■■■■が■■■■を務める■■■■がリベステの筆頭株主として15.46%の株式を保有しているほか、■■■■が2.07%を、■■■■の親族である■■■■も2.45%をそれぞれ保有し、これらを合計すると、その持ち株比率は19.98%となる。

従って、■■■■は、リベステの創業者、■■■■であるとともに実質的な筆頭株主で

⁵ ■■■■は、■■■■退任後に相談役に就任していたが、2023年5月30日付で相談役も辞任している。

あるということができ、業務執行にあたっては、[]が極めて強い影響力を発揮できる状況にあった。

第3 本件事案等に関する調査結果

1 本件事案について

(1) 本件事案の概要

ア 起訴状記載の公訴事実において挙げられている本件事案の概要は以下のとおりである。

- ① []らがリベレステの業務に関し、業として、2018年10月19日から2019年6月5日までの間、3回にわたり、[]に対して金銭の貸付を行うにあたり、出資法にかかる高金利の禁止を免れる目的をもって、リベレステのほか、[]らを貸主又は名目上の貸主として金銭消費貸借契約を締結した上、リベレステが所有する不動産を購入させ、出資法所定の利息を超える利息相当額を受領していた。
- ② []らは、財産上の不正な利益を得る目的で犯した①の行為により得た犯罪収益等の取得につき事実を偽装しようと考え、利息相当額を受領するにあたり、2018年10月19日頃から2019年6月4日頃までの間、3回にわたり、リベレステと[]との間の土地売買契約書を作成し、受領した現金が同売買契約に基づく正当な売買代金であるかのように装った。
- ③ []らがリベレステの業務に関し、業として、2019年8月1日、[]に対して金銭の貸付を行うにあたり、出資法にかかる高金利の禁止を免れる目的をもって、[]を名目上の貸主として金銭消費貸借契約を締結した上、リベレステが所有する不動産を購入させ、出資法所定の利息を超える利息相当額を受領していた。
- ④ []らは、財産上の不正な利益を得る目的で犯した③の行為により得た犯罪収益等の取得につき事実を偽装しようと考え、利息相当額を受領するにあたり、2019年8月1日頃、リベレステと[]との間の土地売買契約書を作成し、受領した現金が同売買契約に基づく正当な売買代金であるかのように装った。
- ⑤ []らは、リベレステの業務に関し、業として、2020年1月30日、[]に対して金銭の貸付を行うにあたり、出資法にかかる高金利の禁止を免れる目的をもって、リベレステのほか、[]らを貸主又は名目上の貸主として金銭消費貸借契約を締結した上、[]が所有する不動産を購入すると

もにリベステにコンサルティング料名目で金銭を支払うことを約束させ、出資法所定の利息を超える利息相当額を受領する契約をした。

イ 前記アのとおり、起訴状記載の金銭消費貸借契約及び不動産売買契約（以下「本件各契約」という。）には、リベステを当事者としなない（前記アのとおり、起訴状記載の公訴事実では「名目的」に他者を当事者としていたとされている。）取引も含まれているところ、これらの取引に関する記録等はリベステには残されていないことから、本調査においては事実関係を確認することが不可能な状況であった⁶（ただし、後記のとおり、ア①の取引に関する資金の流れに関連する事実は一部判明している。また、ア⑤の取引のうち、[REDACTED]についての調査は行った。）。

そのため、本調査においては、本件各契約のうち、リベステを当事者とする以下の取引を対象として事実関係の確認を行うこととした。

(ア) 金銭消費貸借契約

- ① 貸主：リベステ 借主：[REDACTED] 貸付日：2019年6月5日
貸付額：200,000,000円
リベステの受領額と内訳：利息15,000,000円（2019年6月5日・天引き）
手数料108,000円（2019年6月5日・天引き）
元本200,000,000円（2020年1月31日）
- ② 貸主：リベステ 借主：[REDACTED] 貸付日：2020年1月30日
貸付額：20,000,000円
リベステの受領額と内訳：利息1,150,000円
(約定支払期日2020年4月24日)
コンサルティング料1,100,000円
(約定支払期日2020年4月24日)

(イ) 不動産売買契約

- ① 売主：リベステ 買主：[REDACTED]
契約日：2018年10月19日
売買代金額：2,500,000円
対象不動産：[REDACTED]
- ② 売主：リベステ 買主：[REDACTED] 契約日：2019年4月25日
売買代金額：5,250,000円
対象不動産：[REDACTED]
- ③ 売主：リベステ 買主：[REDACTED]
契約日：2019年6月4日

⁶ただし、リベステを当事者としなない各取引の存在を否定する資料も存在しない。

売買代金額：15,000,000円

対象不動産：[REDACTED]

④ 売主：リベステ 買主：[REDACTED] 契約日：2019年8月1日

売買代金額：4,125,000円

対象不動産：[REDACTED]

(2) 本件事案にかかる調査方法及び調査結果

ア 本委員会では、前記(1)イの(ア)及び(イ)記載の各取引について、リベステの会計データ、リベステにおいて作成されていた「ご融資計算書」⁷及びリベステにおいて保管されていた不動産売買契約書と突合した。その結果、全てについて現に取引が行われた事実があることが確認された。ただし、前記(1)イの(ア)②の貸付けにかかる利息については、リベステへの入金を確認できたのは853,561円(遅延損害金を含む。)であり、コンサルティング料については入金が確認できていない。

また、併せて、本委員会によるヒアリングにおいても各取引の存在について確認し、全てについて現に取引が行われたということで間違いはない旨の供述を得ている。

イ 本件事案のうち、前記(1)ア⑤では、[REDACTED]を貸主とする15,800,000円の貸付けが行われていたとされている。[REDACTED]とは、[REDACTED]団体で、会員企業からの会費によって運営されているところ、その会計はリベステにおいて管理している⁸。

そこで、本委員会では、リベステにおいて管理されている[REDACTED]名義の通帳を入手して調査を行ったが、前記の貸付けに関係する可能性がある支出は認められなかった。従って、前記の貸付けは、[REDACTED]の名義を流用したものであって、実質的な貸主は[REDACTED]ではなかったことが認められる。

ウ 本件各契約のうち、リベステ以外の者が当事者となっているものについて、それらの取引に係る資金の流れや不動産取引の有無について調査したところ、以下の事実が判明した。

(ア) 起訴状記載の公訴事実では、2018年10月19日に[REDACTED]を(名目上の)貸主とする[REDACTED]に対する200,000,000円の貸付けが行われている旨の指摘があるが((1)ア①関係)、その直前である同年10月15日にリベステから[REDACTED]に対して170,000,000円の貸付けが実行されていた。なお、起訴状記載の

⁷ リベステが作成し(作成事務は[REDACTED]が行っていた。)、借主に対して交付していた貸付金にかかる計算書で、融資額、利息等の額、利率、最終返済期日などが記載されている。

⁸ [REDACTED]における監査を受けており、会計報告も適切に行われている。

公訴事実では、同年 11 月 19 日に [] から [] に元金 200,000,000 円が返済されているとされているところ、その 2 日後である 11 月 21 日に [] からリベレステに対して元金 170,000,000 円及び利息 2,000,000 円が支払われている。

このことからすると、前記の [] と [] との間における貸付け及び返済が事実であれば、その資金の一部がリベレステから提供されていた可能性が高いといえることができる。

(イ) 起訴状記載の公訴事実では、2020 年 1 月 30 日に [] に対して貸付けを行うにあたり、 [] が所有する不動産 [] を代金 5,500,000 円で購入する旨を [] に約束させたとされているところ、当該不動産については、2019 年 10 月 31 日付けで、リベレステが [] に対して代金 5,000,000 円で売却したものであることが確認された。

2 疑義事案について

(1) 事案の把握

本委員会では、本件事案以外に、本件事案と類似性があり（（実質的に）同一の当事者間で貸付けと不動産売買とが近接した時期に行われている）、当該取引の正当性に疑義が生じ得る（当該取引が違法又は不当な取引であるという評価を受ける可能性がある）事案についても調査を行うこととした。

その調査方法等は、次のとおりである。

ア 対象期間

2012 年 5 月期より 2022 年 5 月期までの期間を対象とした。本委員会によるヒアリングにおいては、本件事案等は基本的には [] が 2013 年 5 月期から自身のルートで持ち込んだ案件である旨の供述が得られているが、リベレステの貸付金勘定及び受取利息勘定の額が増加し始めるのが 2012 年 5 月期であることから、対象期間は 2012 年 5 月期まで遡ることとしたものである。

イ 事案の抽出

貸付けについては、これを網羅的に把握するため、短期貸付金、長期貸付金、一年以内回収予定長期貸付金の総勘定元帳の増加取引のうち、前記対象期間における貸付け 1 件当たり 1,000,000 円以上の増加取引を全件抽出した⁹。

不動産売買については、前記対象期間における不動産売上高の総勘定元帳に計上されている全ての取引を抽出した。

⁹ただし、1,000,000 円以上の増加取引であっても、振替仕訳・相殺仕訳の非資金取引、本調査の対象でないサービサーからの債権譲受取引は除いている。

その上で、抽出した貸付け及び不動産売買について当事者名の照合を行い¹⁰、さらに貸付けと不動産売買とが近接した時期（1か月以内）に行なわれているものを疑義事案とした。なお、取引日の確認は、「ご融資計算書」及び不動産売買契約書を基にしている¹¹。

(2) 調査結果

本委員会において把握した疑義事案にかかる貸付け及び不動産売買の件数及び金額は下表のとおりである。

決算期	貸付け		不動産売買 (千円)
	件数	貸付額 (千円)	
2012年5月期	0件	0	0
2013年5月期	3件	144,000	10,500
2014年5月期	9件	2,291,900	217,000
2015年5月期	6件	500,000	17,200
2016年5月期	1件	80,000	4,700
2017年5月期	1件	58,000	6,450
2018年5月期	13件	1,405,650	312,950
2019年5月期	2件	225,000	10,500
2020年5月期	2件	370,000	32,200
2021年5月期	0件	0	0
2022年5月期	0件	0	0
合計	37件	5,074,550	611,500

※同一の会計年度で、同じ貸付先に折り返し貸付けを行っている場合は、件数、金額は重複してカウントしている。

振替仕訳や相殺仕訳の非資金取引、サービサーからの債権譲受取引を除くと、2012年5月期から2022年5月期までの11年間におけるリベレステの貸付取引は104件133億円あった。従って、疑義事案（37件50億円）が占める割合は、件数ベースで35.6%、金額ベースで38.0%となる。また、2014年5月期及び2018年5月期は、疑義事案にかかる件数、貸付額がともに多いが、その原因等は不明である。

なお、疑義事案に対する不動産売買のうち、粗利率が30%を下回る取引が9件3億円あり、不動産売買単体で見た場合には赤字となっている取引があったことも確認できた。

¹⁰ 取引当事者に関しては、本委員会によるヒアリングに基づき、貸付先に関連する（と思われる）別会社も含めて抽出作業を行っている。

¹¹ 金銭消費貸借契約書については、捜査機関に押収されているため、本委員会ではその内容を確認できていない。

(3) アンケート調査の結果

本委員会では、前記のとおり、リベレステの全役員及び全社員を対象としたアンケート調査を実施したが、本件事案において被告人となっている者以外に、本件事案等に関与した者は認められなかった。

また、本件事案等以外に、リベレステにおける重大なコンプライアンス違反も確認できなかったが、一部の社員からは、労務管理上の問題点や下請先との取引条件に関する問題点の指摘がなされている¹²。

3 本件事案等に関する法的問題点等の検討

(1) 出資法との関係

ア 出資法は、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合、年 20% を超える金利の契約をすること、そのような利息を受領し、又はその支払いを要求することを禁じており（出資法 5 条 2 項）、それを免れる行為をした者についても罰則がある（出資法 8 条 1 項）。

本委員会において把握した本件事案等にかかる貸付けについては、金銭消費貸借契約において定められた利率が出資法所定の上限金利を超えているものはないが、これに近接した時期に行われた不動産売買にかかる売買代金の一部や手数料等が実質的には貸付けの利息である場合、それらを加えると出資法所定の上限金利を超える事案が認められるところ、そうした不動産の売買等が出資法による高金利の禁止を免れる目的で行われたものであれば、当該事案にかかる一連の行為は出資法に違反するものとなる¹³。

イ 本件事案にかかる金銭消費貸借契約に関する各合意や不動産売買契約等がどのような目的でなされたものであるのかについては、第 1・1①に示した本調査における事実関係調査にかかる制約の下では、これを認定することはできない。

また、本件事案等にかかる取引が出資法に違反するものであるか否かを評価するにあたっては、不動産売買契約に基づいてリベレステらが得た売買代金のうちどの範囲を利息相当額と評価すべきかという問題があるところ、これについても取得原価との差額、時価との差額など様々な考え方があり得るところであり¹⁴、最終的には、各取引にかかる客観的資料や取引関係者の供述等を踏まえて認定するほかなく、

¹² これらの指摘は、本調査とは直接関係しないが、回答者を匿名にした上で、リベレステに対して回答内容を提供する予定である。

¹³ なお、手数料等については、出資法が「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、一部の契約締結費用や債務弁済費用を除いては、名目を問わず利息とみなす」（同法 5 条の 4 第 4 項）としていることとの関係でも問題になる可能性があるが、本件事案にかかる起訴状記載の公訴事実はそのような構成はとっていないので、本報告書でもこの点については言及していない。

¹⁴ 起訴状記載の公訴事実では、本件事案における不動産売買契約については当該不動産の取得原価と不動産売買代金額との差額を利息相当額としている。

から、売買された不動産には価値がある旨の説明があったことなどから、問題とされた取引が出資法に違反するか否かが深く議論されることはなく、もっぱら民事上の法的手続がとられた場合のレピュテーションリスク¹⁶等を踏まえて不動産の買戻しに応ずるか否かという点が議論の中心であったとの説明がなされている。

また、この件について、リベステは、及びとの間で和解をしているが、当該和解にかかる合意文書の中でも、出資法その他の刑事手続への言及（例えば告訴をしない旨の条項など）はない。

なお、リベステでは、この問題が生じた以降は、新規の貸付けを行っていない。
ウ 前記イの問題が生じた際に、が取引の相手方から手数料の支払いを受けていたことが判明し、は本委員会では、からリベステに当該手数料の全部又は一部が還流していた事実がないか調査を行ったが、会計データからはそうした事実は確認されなかった。

エ さらに 2022 年 4 月には、リベステは、からも代理人弁護士を通じて、金銭の貸付けと抱き合わせで山林を販売したという問題を追及する旨の連絡を受けた。リベステでは、これについても対応策を検討しているところ、2022 年 4 月 19 日に開催された取締役会議事録には、この件に関して顧問弁護士に相談したところ「別々の商取引であるとは認められず『優越的地位』に基づいて行われた一連の取引であると認識できる、よって、争って勝てる事案ではない。その他、上場企業である以上『レピュテーションリスク』が気になる」というコメントがあった旨が記載されている。

本委員会によるヒアリングでも、この取締役会その他の機会に議論された内容は、もっぱら、優越的地位に基づく不当な取引であったのか、から不動産の買戻し等の請求を受けた場合の民事上の法的リスク、この問題が表面化した場合のレピュテーションリスク等であり、各取引が出資法による高金利の禁止に違反するものであるか否かという観点からの議論は行われなかったとの説明がなされている。

前記の取締役会議事録によれば、この件については監査等委員会からも、「示談の方向で調整してほしい」という意向が示され、その後、リベステはとの間で和解に向けた協議を行ったが、その条件をめぐって折り合いが付かず、和解には至っていない。

オ このように、リベステでは、本件事案等に関して法的に問題がある可能性を把握した際も、出資法違反という観点からの検討が行われた形跡はない。従って、検討が行われていなかったことの当否はともかく、リベステにおいて本件事案等が出資法に違反するという可能性を明確に認識したのは、2023 年 3 月に警視庁によ

¹⁶ 一部メディアで問題が報じられたこと、それにより取引銀行との関係に影響が生じたことからレピュテーションリスクの問題が重視されていた。

る強制捜査を受けた時点であると考えられる。

なお、仮に前記イ及びエ記載の事案が発覚した時点で出資法違反の有無について検討が行われていたとしても、本件事案等における不動産売買の対象となった不動産は多くが山林や原野であり、買主の使用目的の有無やその内容などによって取引価格（不動産の価値）が大幅に変動する¹⁷など、その価値を評価することが容易ではないことから、利息相当額の算定（ひいては各取引が出資法に違反するものであるか否かの判断）には相当程度の困難が伴ったことが予想される¹⁸。

(3) 民事上の問題点

ア 本件事案等にかかる各取引の全部又は一部が違法又は不当であるとされた場合、これらがリベステの業務として行われたものである以上、リベステとしては、①各取引が公序良俗違反で無効であるとして、各取引によってリベステが得た利得について各取引によって損失を被った者から不当利得返還請求を受ける、②各取引が不法行為であるとして、それによって生じた損害を被った者から賠償請求を受ける、等の民事上の法的リスクを負うこととなる¹⁹。

①については、何をもってリベステの利得（相手方の損失）をどのように算定するかについては、事案によって様々な考え方があり得るところであり、②についても、本調査において賠償請求額を見積もることは困難であるが、リベステの財務諸表への影響を検討するにあたり参照すべき情報については、後記 4 のとおりである。

イ 前記の各請求権のうち、不当利得返還請求権については、権利の発生日から 10 年間で時効によって消滅し、不法行為に基づく損害賠償請求権については、損害及び加害者を知った時から 3 年間これを行わないときは時効によって消滅する²⁰。

ウ なお、本件事案等の各取引において、金銭の貸付けにおける貸主側、不動産の売買における売主側として各取引に関わった者が損害賠償義務を負担する可能性もあり、それらの者からリベステに対する求償の可能性がある。

4 本件事案等による財務諸表への影響

(1) 不動産売却益の額

ア 本件事案等が過年度を含むリベステの財務諸表にどのような影響を及ぼすかについては、本件事案等にかかる各取引の目的・内容等を詳細に検討のうえ、リベレ

¹⁷ 例えば、 については太陽光発電事業者であるところ、山林や原野であっても、それが太陽光発電事業用地として使用可能な場合には、相当程度の価値が生じることがあり得る。

¹⁸ ただし、本委員会として、リベステにおいて、本件事案等が出資法に違反するか否かという観点からの検討が早期に行われなかったことを是とするものではない。

¹⁹ リベステでは、現に一部の取引先から金銭の支払い等の請求を受けているが、それらは不当利得返還請求権又は損害賠償請求権を理由とするものである。

²⁰ 不法行為に基づく損害賠償請求権については、これとは別に 20 年間の除斥期間がある。

ステにおいて判断すべき事項であるが、本委員会では、それにあたって参照すべきと考えられる情報を把握してリベステに提供することとした。

イ リベステにおいて参照すべき情報について本委員会で検討した結果、本件事案等について各取引の相手方から民事上の法的措置がとられた場合には、典型的には、各取引によってリベステが得た利得の返還請求が考えられることから、本件事案等にかかる決算期別の不動産売却益を整理することとし、調査した結果は、下表のとおりである。

決算期	不動産売却益（千円）
2012年5月期	0
2013年5月期	10,323
2014年5月期	135,618
2015年5月期	17,107
2016年5月期	2,015
2017年5月期	2,730
2018年5月期	63,544
2019年5月期	5,578
2020年5月期	46,250
2021年5月期	0
2022年5月期	0
合計	283,169

(2) 留意事項

疑義事案のなかには、既にリベステと取引の相手方との間で和解済みのものがある。また、疑義事案の抽出方法は、第3・2(1)に記載のとおりであり、その中には通常の不動産取引であったものが含まれている可能性もある。従って、必ずしも(1)記載の不動産売却益が全て不当利得になるものではないことに留意を要する。加えて、(1)記載の不動産売却益は、各不動産の取得原価と売買代金額との差額を計算したものであるが、それをもってリベステの利得とすることが適当ではない事案がある可能性も否定できない。

第4 原因分析等

1 本件事案等が生じた原因

(1) 稟議・決裁の方法

リベステでは、取締役会決議事項とされない決裁事項については、担当者（部署）

が「伺い書」と題する稟議書を起案し、これが専務以下の各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に回付され、■■■■の承認を得るという形がとられていた。

しかし、この伺い書の記載内容や添付資料については、必ずしもルール化がなされていなかった。本件事案等に関しては、貸付けと不動産の売却とで別の伺い書が作成されていたが、それぞれの伺い書には貸付けの内容や回収可能性、不動産売買の内容などが記載されているだけで、相互の取引の関連性等の記載は一切なかった。

このような稟議・決裁方法がとられていたことで、本件事案等にかかる各取引の関連性や問題点等を■■■■以外の取締役が把握することが困難になっていたことは、本件事案等が生じた原因の一つとして指摘することができる。

(2) ■■■■の影響力が強かったこと

ア 前記のとおり、リベステでは、■■■■であるとともに実質的な筆頭株主として大きな影響力を有していた。また、本委員会によるヒアリングによれば、■■■■に対しては、常に会社の業績を上げるべく努力しているというある種の信頼感があったようであり、その影響力と相まって、■■■■の行うことについて、他の取締役等によるけん制は働きにくい状況にあったとすることができる。

なお、本委員会によるヒアリングによれば、■■■■が提案した金額の大きな貸付けについて、取締役会で反対意見が出て実施が見送られたことなどもあったとのことであり、また、取締役会で発言がしにくいとか、発言や意見が■■■■によって封じられるとかいったこともなかったとのことであるから、取締役会におけるガバナンスは一定程度の実効性を有していたと評価できる。

しかしながら、取締役会決議事項とはならない金額の案件（本件事案等にかかる各取引はこれに該当する。）については、■■■■の影響力が強かったことにより、必ずしも十分な検討が行われずに決裁されていたことは否定できず、そのことが本件事案等を生じさせた原因の一つであるといえることができる。

イ また、本委員会によるアンケート調査における回答では、■■■■が所有する競走馬の管理に関連する業務をリベステの社員が行っていること、■■■■が所有する不動産をリベステが管理しているが、通常支払われる管理手数料が支払われていないことについては問題があるという指摘がなされていた。これを受けて、本委員会において確認したところでは、競走馬の管理に関しては、一定の業務委託料がリベステ支払われており、また、物件の管理については、管理物件のテナント入替え時における改修費用、リーシング時の広告費用、更新にかかる事務手数料などがリベステに支払われることで、リベステの売上、利益に貢献している面もあることから、これらが直ちに不当なものということとはできない。

しかし、リベステと■■■■との間にこうした関係性があることによって、社員の間で■■■■は特別な存在であるという意識が醸成されていたことは指摘しておか

なければならない。

(3) 内部監査体制が脆弱であったこと

リベレステには、内部監査室が設置されているが、室長 1 名のみで構成されており、内部監査室長の実際の業務も、内部統制報告書の作成事務が中心となっていた。また、内部監査室長は、経理や総務の業務を兼務していることが通常²¹で、本件事案等において契約書の作成などを行っていた[REDACTED]自身も 2018 年 9 月 1 日から 2022 年 3 月 8 日まで内部監査室長であった。

このように、内部監査室は、内部監査を行う機関としては十分に機能しておらず、内部監査について監査等委員会や会計監査人との連携が図られていたとも言い難い。

内部監査室が、本来の役割を果たしていれば、本件事案等にかかる各取引の目的、各取引相互の関連性などについても確認が行われるであろうから、本件事案等の問題点を把握できていた可能性は十分あったといえることができる。

2 再発防止に向けての提言

以下では、本調査における調査結果や原因分析を踏まえて、本委員会として、本件事案等の再発防止に向けてリベレステにおいてとるべきと考える方策について提言を行う。なお、リベレステでは既に貸金事業は廃止しているため、ここでの「再発防止」とは、本件事案等と同種の事案の再発防止ではなく、より広く、コンプライアンス上の問題に関する再発防止を意味する。また、提言内容を検討するにあたっては、本委員会によるアンケート調査において役員、社員から提言された業務改善策等の内容も参考としている。

(1) 稟議・決裁方法の見直し

本件事案等が発生した大きな原因の一つに、リベレステにおける稟議・決裁方法の問題があったことは前記のとおりであり、この点についての見直しを図ることは必要不可欠である。

具体的には、伺い書には、当該案件についての検討や交渉経過、案件を実行する目的の記載を必須のものとする、契約書案等のもとより、検討や交渉経過に関する資料も添付するようにすることなどが考えられる。

この点については、社内において明確なルールを策定し、それを全役員及び全社員に周知徹底することが求められる。

(2) 業務の透明化等

ア 本委員会のヒアリングによれば、リベレステの現体制下においては、各取締役による業務執行の状況などについての相互把握も深まり、業務の透明化は一定程度実

²¹ リベレステの内部監査規程では、内部監査室員を他の部門の業務に従事させてはならない旨が規定されている。

現しているようであるが、これを持続的なものとするために、業務の透明化に資するシステムやルール作りを行うべきである。

例えば、一定の権限を有している者は誰でもシステムにアクセスして、業務執行の状況を容易に把握できるような体制を構築することなどが考えられる。

イ また、社員とのコミュニケーションを密にし、取締役会において社員の問題意識を早期に把握することもリスク管理の上で極めて重要である。社員との定期的な面談の実施、社員に対する定期的なアンケート調査の実施又は内部通報窓口の設置などを検討すべきである。

(3) 内部監査体制の充実

本件事案等の発生原因に鑑みると、リベレステにおける内部監査体制の充実も不可避である。パート・アルバイトを除くと社員が 30 名程度の規模しかなく、そのような中で内部監査部門に一定の人員を割くことは容易ではないが、内部監査室長が他の業務を兼務している体制は、内部監査の独立性確保の観点から望ましくない。

本委員会としては、内部監査規程に沿って、内部監査担当者は専任として他の業務の兼任禁止を徹底し、必要に応じて内部監査の独立性を確保するための体制を整備することが必要であると思料する。また、内部監査の質的向上のため、内部監査に関して外部専門家からの助言を得たり、内部監査担当者に対して研修を実施したりすることも検討すべきである。その上で、監査等委員会や会計監査人とも十分な連携を図り、監査範囲を拡充したり、特定のテーマについて重点的な監査を行ったりするなどして、内部監査の充実を図ることを提言する。また、現状では、内部監査室は取締役社長の直轄とされているが、取締役会へのレポートラインも構築することが望ましい。

以上